

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第17号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	附 則 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、

なお従前の例による。